

## 指定動物の選定の作業方針

下線部は二次選定以降での検討対象

選定要領の項目	今回の選定の詳細要件（～H18.6）	（参考）今後（H18.7～）の選定の詳細要件案
<b>選定の前提条件</b>		
「・・・規制を行わなければ」の判断	捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるもの又は今後、捕獲圧が主要な減少要因になると考えられるものであること	（同左）
「絶滅のおそれ」の判断	環境省レッドリスト（現行版）の絶滅危惧 類（CR+EN）、絶滅危惧 類（VU）掲載種であること	環境省レッドリスト（H18改訂版）の絶滅危惧 類（CR+EN）、絶滅危惧 類（VU）
「当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある」の判断	環境省レッドリスト（現行版）の準絶滅危惧種（NT）及び付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）掲載種であること	環境省レッドリスト（H18改訂版）の準絶滅危惧種（NT）及び付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群（LP） <u>都道府県作成レッドリスト掲載種（取扱い要検討）</u>
<b>選定要件（いずれかに該当）</b>		
現に個体数が減少、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動物	環境省レッドリスト（現行版）の絶滅危惧 類（CR+EN）掲載種の中から選定。ただし、主要な生息地・繁殖地が公園外にあるものは公園法で保護を図ることの効果有余ないため、公園内に主要な生息地等を有するものに限定する。	環境省レッドリスト（H18改訂版）の絶滅危惧 類（CR+EN） <u>及び 類（VU）</u> 掲載種の中から選定 <u>地域絶滅についてはレッドリスト（H18改訂版）の付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）の中から選定</u>
高山、草原、汽水湿地など、特殊な生息地、生態を有する動物	（国立・国定公園との関係において、十分な情報がないため、今回の選定の対象としない。）	（H18年1年をかけて調査し、その結果を待って評価）
狭域分布種、限界分布種など、分布の特殊性を有する動物	我が国において一つの国立・国定公園の特別地域のみを主要な生息地とすることが判明している種（狭域分布種）の中から選定。（それ以外については十分な情報がないため、今回の選定の対象としない。）	（左記以外のものは、H18年1年をかけて調査し、その結果を待って評価）
学術的にみて地域個体群として特に重要な価値を有する動物	（国立・国定公園との関係において、十分な情報がないため、今回の選定の対象としない。）	（H18年1年をかけて調査し、その結果を待って評価）
景観構成上、重要な動物	当該動物を見るために国立・国定公園に多くの利用者が訪れている、又は当該動物の生息地又は繁殖地であるということが当該地域の景観に特別な意味をもたらしていると認められる種の中から選定。	（同左）
<b>選定の留意事項</b>		
ア原則として外来生物は選定しないこと	日本産、外国産を問わず、対象となる公園に本来生息しておらず、人為的（意図的、非意図的）に導入された可能性がある種は選定しない。	（同左）
イ個体として識別が容易な大きさ及び形態を有する動物を選定すること	爬虫類、両生類、昆虫類を対象。	爬虫類、両生類、昆虫類の他、 <u>昆虫類以外の陸産無脊椎動物</u> について検討対象とする。二次以降の選定作業では、対象生物の多い分類群（昆虫、無脊椎）については分類群毎に分科会を設置することも検討する。 <u>魚類（水産庁との役割分担の変更が前提）及び哺乳類鳥類（鳥獣保護法との役割分担の変更が必要）</u> は、それぞれの役割分担の整理を待って検討対象に加える。
ウ規制を行うことにより当該動物の保護上の効果が見込まれる動物を選定すること	現に生じている捕獲圧に対し規制を実施することを通じて（直接的に）保護上の効果が見込まれるものであること。 今後生じうる捕獲圧に対し規制を実施することで予防措置を講じるとともに、指定動物に選定することにより地域社会における保護意識の向上等を通じて（間接的に）保護上の効果が見込まれるものであること。	（同左） （同左）
<b>選定の単位</b>		
種又は亜種の単位で選定	種又は亜種の単位で選定する。	（同左）
<b>基本方針の共通留意事項</b>		
選定に際しては、単なる捕獲規制だけでなく、このような保護・管理施策を同時に講じていくことに留意。	目視又は簡易な器具による生息状況の定期的なモニタリングが技術的に可能であり、かつ、モニタリング実施体制が構築できるもの	（同左）
	特別地域以外にも隣接して主要な生息地がある場合は、当該生息地の大部分が特別保護地区等として指定され、その環境保全が担保されているものであること。	（同左）
	二次的な自然環境に依存して生息している生物については、当該自然環境を維持・再生するための取組が実施されていること。	（同左）
	指定動物の生息環境・餌資源を保全・再生する必要がある場合には、これらを保全・再生することが技術的に可能であり、かつ実施体制が構築できるもの。	（同左）
	国立・国定公園内での捕獲規制を実施することにより、特別地域に指定されていない主要な生息地において捕獲圧が著しく高まり、当該地域における個体群の存続に支障をきたすおそれがある場合は、これらの地域における保全方策が講じられる見込みがあること。	（同左）